令和８年度　第２回 除雪懇談会

１　開　会

２　出席者の紹介

３　建設部挨拶

４　資料の説明

５　説明資料に関する質疑応答

※ 個別の路線・箇所の案件につきましては、閉会後、市の担当者にお問合せいただくようお願いいたします。

６　閉　会

令和8年11月

令和8年度　第2回 除雪懇談会資料

1．この冬の除雪体制について

市では、今年度も市内を７つの地域に分けて、車道や歩道の除排雪、滑り止め材散布等の作業を一括して管理する地域総合除雪を実施しています。

各地域においては、除排雪作業等に対する窓口（除雪ステーション）を設置し、市民の皆さんからの問合せなどに対応します。

なお、除雪ステーションの電話受付時間は8時から18時までとし、18時から8時については、留守番電話または「道路・除雪通報サービス」によるメールで受け付けいたします。（受付内容については翌朝以降の確認となります）

詳しくは別紙１「令和8年度 小樽市除雪だより」及び、別紙２「地域総合除雪業務の地域割表」を参照ください。

2．この冬の除排雪計画について

市民の皆さんからお寄せいただいた御意見・御要望も参考に、今年度の除排雪計画を以下のとおり策定しました。

【１】除雪対策本部の設置

早期の降雪や凍結路面対応に備えるため、１１月１日に除雪対策本部を設置しました。

・除雪対策本部の設置期間 ： 令和８年１１月１日　～　令和９年３月３１日

【２】除排雪作業に係る主な取組

（１）バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪作業の継続実施

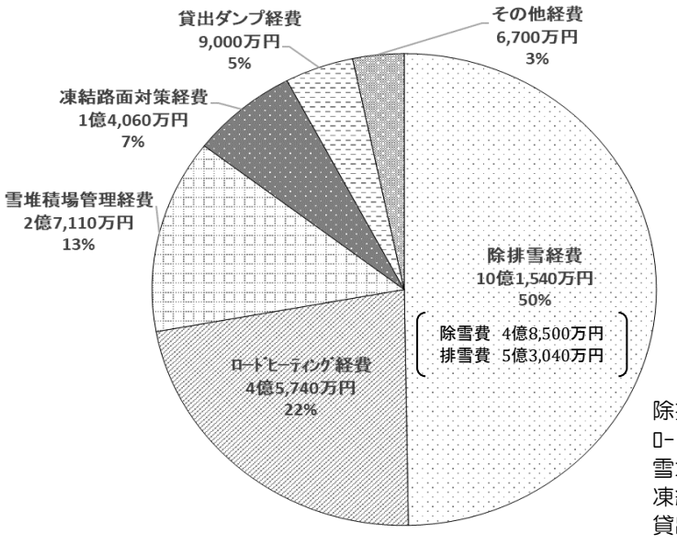
昨年度と同様にバス路線や主要な通学路及びまちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪作業を継続して実施いたします。

施策	令和７年度	**令和８年度**
主要な通学路の歩行空間確保	小学校３学期の始業式前までに排雪作業等の実施を基本	同左
まちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪	小樽駅から小樽運河にかけての主要な路線及び小樽駅前広場の雪山処理、南小樽駅周辺、市道住吉線からメルヘン交差点までの除排雪作業を実施（10路線、6,390m）	同左
宿泊税充当事業	―	中央通線、浅草線、本通線・本通第２線の「人力除雪班」による歩道の段差解消及び砂散布作業 中央通線、本通線、運河通線の冬のイベント開催前に実施する排雪作業

【3】除雪費の予算

（1）令和8年度予算（当初）：20億4，150万円

下記の予算に基づき、安全で円滑な交通を確保するため、適切な除排雪を実施いたします。



除排雪経費　　：除排雪作業に要する費用
ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ経費　：ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ稼動に係る電気代等の費用
雪堆積場管理経費：雪堆積場の管理に要する費用
凍結路面対策経費：砂散布等に係る材料・作業に要する費用
貸出ダンプ経費　：ダンプトラック借上げに要する費用
その他経費　　：除雪車両の点検修理等に要する費用/

【4】除排雪路線等

市道等に関して、市で除排雪作業が可能な路線においては、次のとおり路線区分、主な出動基準、作業延長などを計画に位置付けています。

（1）除排雪路線の延長等

1）車道除雪計画路線

路線区分	主な出動基準	延長
幹線道路（第1種路線）	降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	131km
補助幹線道路（第2種路線）	降雪量15cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	285km
生活道路（第3種路線）	交通障害が発生する恐れがあるとき（通常は圧雪状態）	102km
合計		518km

2）歩道除雪計画路線

路線区分	主な出動基準	延長
歩道除雪A	降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	85km
歩道除雪B	原則、路線の排雪時に歩行空間を確保	15km
歩道除雪C	原則、路線の排雪時に雪山高を低減	14km
合計		114km

3）排雪計画路線（参考）

路線区分	主な対象道路（作業内容）	延長
排雪路線A	幹線・補助幹線道路（運搬排雪 ※1）	138km
排雪路線B	補助幹線道路・生活道路（投入排雪 ※2）	56km
排雪路線C	生活道路（運搬排雪 ※1）	77km
合計		271km

※1 運搬排雪：道路の雪をダンプトラックを用いて雪堆積場へ運ぶ作業

※2 投入排雪：道路の雪をタイヤドーザ等を用いて近隣の雪押場へ押込む作業

《補足》 路線区分の詳細な場所は、小樽市ホームページで路線図をご覧いただけるほか、市の各窓口（建設事業室維持課、建設部庶務課、各除雪ステーション）でも閲覧できます。

（２）雪堆積場の開設（予定）

市内６箇所の雪堆積場を市民の皆さんに開放します。

１）市民の皆さんに開放する雪堆積場と開設期間

雪堆積場名		開設期間
①	祝津豊井浜雪堆積場	１２月中旬 ～ ３月中旬（予定）
②	幸１丁目雪堆積場	
③	中央ふ頭基部雪処理場	
④	望洋シャンツェ駐車場雪堆積場	
⑤	銭函浄水場雪堆積場	
⑥	銭函４丁目雪堆積場	⑤が閉場した際に開設～3月中旬（予定）

※ ①～⑤ については、１２月３１日と１月１日は閉場します。

※ ⑤ については、雪の状況に応じて閉場する場合があります。

※ ⑥ については、雪の状況に応じながら開設する予定です。

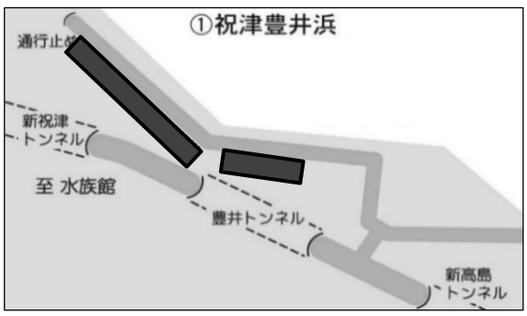
２）開設時間

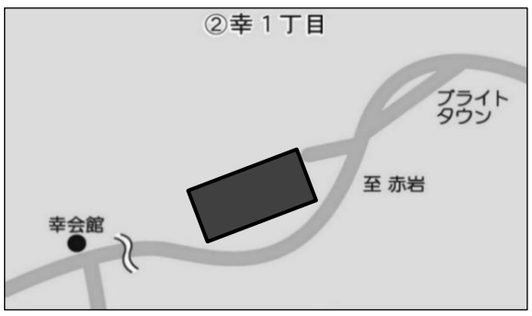
午前９時から午後５時まで

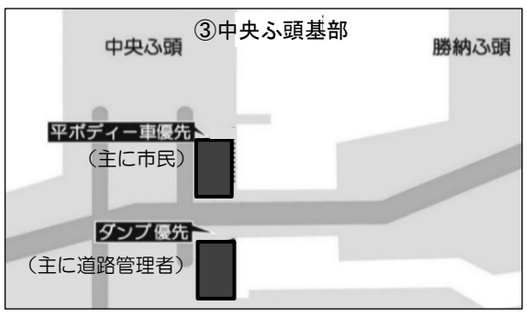
※（④望洋シャンツェ駐車場雪堆積場は午前７時から午後５時まで）

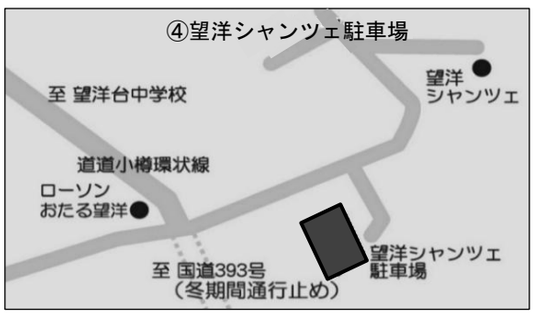
３）雪堆積場の位置

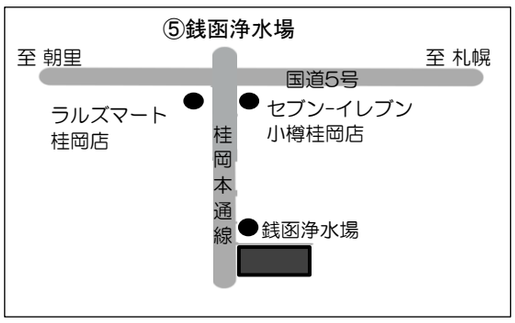
雪堆積場の位置図（ ■ が雪堆積場です）

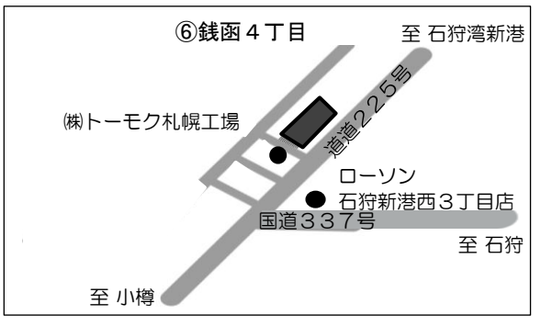












【雪堆積場での御注意】

雪を搬入する際は、雪の中に空き缶など異物が入らないようにしてください。

3．この冬の凍結路面対策について

【１】ロードヒーティング施設

ロードヒーティング施設については、近年のスタッドレスタイヤ性能の向上を踏まえ、安全が保たれる範囲で、部分停止による電気料金の節減に取り組んでいます。

今年も引き続き、路面状況を確認しながら部分停止の試行と砂散布等による代替対応を実施し、維持管理費の縮減と安全な道路環境の両立を図ります。

	令和８年度（計画）	備　　考
稼働面積	約　54,200 ㎡	設置面積：約 70,300 ㎡ 設置箇所数及び延長：232箇所　14km （約16,100㎡は砂散布による代替対応）

【２】令和８年度の部分停止試行箇所

これまでの試行結果や現地状況を踏まえ、安全性への影響が少ないと判断した下記の１箇所で部分停止を試行します。

試行期間中は砂散布等による路面管理やパトロールによる路面状況を確認し、安全確保に努めます。

No.	路　線（区　間）	部分停止試行面積
1	東通線	約47㎡（幅約3.1m × 長さ約15m）

【３】砂散布作業

幹線道路のほか、ボランティアの皆様の御協力により、行政・市民との協働作業による砂散布を推進します。

	令和８年度（計画）	備　　考
機械による砂散布延長	約　67　km	主に急坂な幹線・補助幹線道路
砂箱設置箇所数	589箇所	主に急坂な生活道路
砂まきﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録数	令和８年11月より登録開始	令和7年度実績：164件

4．この冬の貸出ダンプ制度について

この制度は、町会等が市に登録のある積込業者と契約して自主的に行う生活道路の排雪に対し、市の費用でダンプトラック（運転手付き）を派遣する制度です。

対象となる道路や利用に当たって守らなければならない条件等がありますので、詳しくは別紙３「令和8年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き」を参照ください。

【１】受付期間等について

	受　付　期　間	実　施　期　間
1回目	令和 8年 12 月　1 日（火） ～ 令和 8年 12 月 15 日（火）	令和 9年　1 月 13 日（水） ～ 令和 9年　3 月 13 日（土）
2回目	令和 8年 12 月　1 日（火） ～ 令和 9年　1 月　29 日（金）	令和 9年　2 月 20 日（土） ～ 令和 9年　3 月 13 日（土）

※ 実施日については希望日で調整を行いますが、**日程調整をスムーズに行うためにも実施希望日は必ず第3希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。**

【２】制度の変更点について

変更はありませんが、昨年度と同様に制度を利用したい団体と積込登録業者との調整期間に余裕を設けましたが、制度を利用したい団体から積込登録業者が見つからない等の相談が市にあった場合、市から全ての登録業者に対して作業可否を照会します。

【３】申込み等について

申込書等は、除雪対策本部事務局（建設部建設事業室維持課）と建設部庶務課で配布しているほか、HPでも入手できます。必要事項を記入し、直接以下の場所へ提出してください。

提出先：小樽市建設部庁舎2階　建設部庶務課　電話：32-4111（内線7346）

問合せ先：除雪対策本部事務局（建設部建設事業室維持課）電話：27-0205（直通）

5．市民との協働による雪対策の推進について

本市の除排雪作業を今後とも持続可能なものとしていくためには、皆様との協働が欠かせません。特に以下の内容について、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

【１】除雪後に残った玄関・車庫前の雪の処理は、各家庭で

除雪作業は、一般交通や緊急車両等の通行、灯油配達などの物流を確保し、市民生活や社会経済活動を支えるため、安全で円滑な冬期交通の確保を目的に実施していますが、限られた除雪機械で交通量の少ない深夜から通勤・通学の時間帯までの短時間で完了する必要があります。
そのため道路脇に寄せられた「置き雪」は、沿道の各ご家庭で処理するようお願いします。

【２】除雪の雪を押し込む「空き地」の情報提供を

地域で発生した雪を地域内で処理することで、効率的で経済的な除雪が可能となることから、地域内の雪を押し込むことができる「空き地」の情報提供をお願いします。

【３】砂まきボランティア及び春先の道路清掃に御協力を

急坂道路や歩道などの滑りやすい箇所の砂散布及び春先の道路清掃に御協力をお願いします。詳しくは別紙４「砂まきボランティア募集のお知らせ」、別紙５「道路清掃のご協力に関するお知らせ」を参照ください。

6．雪堆積場等の確保について

【１】中規模雪堆積場に係る固定資産税等減免制度について

１）目的
近年の除雪業務においては、除排雪作業に必要な人員及びダンプトラックの確保が困難となっており、除雪体制の維持や担い手不足の解消に向けた取組が必要であります。その取組の一つとして、中規模程度の雪堆積場を確保することで、既存の雪堆積場より運搬距離が短くなり、少ないダンプトラック台数で効率的な排雪作業が可能となります。また、大規模雪堆積場のリスク分散にも寄与できることから「中規模雪堆積場」を確保するための新たな制度を作りました。

２）制度の概要
・中規模雪堆積場として6か月間使用した面積分の固定資産税及び都市計画税の年税額の1/2を減免する。
・11月末日までに土地使用承諾書の提出があり、当該年度に中規模雪堆積場として使用可能な場合、翌年度の税金を減免する。
※ダンプトラックで搬入可能な土地であることや、概ね2,000㎡以上使用できる土地など、複数の要件がありますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

【２】雪堆積場等の確保について

昨冬１月の大雪に伴い、中央ふ頭基部雪処理場を一時閉場する事態となりましたが、その対策として、過去に利用実績のある天神２丁目雪堆積場の使用を再開し、大雪時のリスク分散を図ります。

7. その他のお知らせ等について

【１】市ホームページ内の除排雪関連ページについて

市ホームページのトップページにある、「よく検索されるページ」内の雪対策から、除排雪関連ページへのアクセスができます。

【２】小樽市公式LINEアカウントについて

小樽市公式LINEアカウントに登録すると「道路・除雪通報サービス」をご利用しやすくなります。（詳しくは、小樽市公式LINE で検索願います）

【３】広報おたる１２月号について

広報おたる１２月号で今冬の雪対策に関する情報をお知らせします。

【４】除雪ボランティアの募集について

お年寄りや体の不自由な方宅の除雪を手助けする「除雪ボランティア」を募集しております。詳細については、社会福祉協議会へお問い合わせ願います。

【５】冬期間の公園への投雪について

近年、公園への投雪が散見されます。公園施設の損壊やスロープによる事故が発生する恐れもあることから投雪は原則禁止としておりますので、ご協力をお願いします。

8. 雪対策に関するお問い合わせ窓口について

○ 除排雪の計画・管理について
○ 貸出ダンプ制度について
○ 砂まきボランティアについて

除雪対策本部事務局（建設部 建設事業室 維持課）
住所：花園５丁目１０番１号
電話：27-0205（直通）
FAX：27-4469

○ 屋根からの落雪防止等について

建設部 建築指導課（小樽市建設部庁舎２階）
電話：32-4111（内線7430,7431）
FAX：32-3963

○ 福祉除雪関係事業について

・置き雪除雪

福祉保険部 福祉総合相談室（市役所本館１階）
電話：32-4111（内線301）
FAX：22-6915

・福祉除雪サービス
・屋根雪下ろし助成
・除雪ボランティア

小樽市社会福祉協議会　地域福祉係
住所：築港11番1号（ウィングベイ小樽1番街４階
小樽市総合福祉センター内）
電話：23-7847
FAX：32-5641

小樽市建設部建設事業室　宛
（ＦＡＸ番号　２７－４４６９）

送信者　町会名・御担当（　　）

雪対策に関する御意見・御要望の内容

本紙にて御持参又はFAX等で提出いただければ幸いです。
なお、FAXの場合は受信確認のため、電話にて御一報をお願いいたします。
本様式は小樽市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 建設部建設事業室の項目から入手することもできます。
また、パソコン等で別途作成のうえ提出いただいても結構です。
電子メールの場合は　kensetu-jigyo@city.otaru.lg.jp　へお願いします。
なお、特定の箇所に関する御意見・御要望は地図を添付していただければ幸いです。

別紙１

令和8年度 小樽市除雪だより

■発行者　除雪対策本部事務局（小樽市建設部建設事業室）■

皆さんに守っていただきたいルールとお願い

冬期間の道路の円滑な交通を確保し、安全で快適な市民生活を実現するため、
市民の皆さんに下記の内容にご理解とご協力をお願いいたします。

道路に雪を出さないでください

敷地内の雪を道路に出すと、こんな危険があります！



路上駐車はやめましょう

１台の路上駐車で、除雪作業ができなくなります！



除雪は夜の限られた時間で行っています。

小樽市では皆さんの通勤・通学までに道路を確保するため、夜間から早朝にかけて除雪作業を行っています。



降雪状況に応じて、夜間から作業を開始します。

多くの人が利用する道路を優先して除雪します。

その後、順次生活道路の除雪を行います。

道路に雪が出されていたり、路上駐車があると除雪作業が後回しになり、地域全体の遅れに繋がります。

冬道の安全のために、このようなこともお願いします



よくあるご質問　皆さんからよくいただくご質問にお答えします。

Q. なぜ家の前に雪を置いていくの？

A.限られた時間で「掻き分け除雪」をするため、除雪車が通過した後に雪が残る場合があります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Q. なぜ硬い雪を道路脇に寄せるの？

A.圧雪や凍結した雪を削り取り、安全な道路状態を確保するためです。そのままにしておくと気温が上昇した際、路面がザクザクになり、車両の走行に大きな支障が出るためです。

Q. なぜ幹線道路が優先なの？

A.多くの市民が通勤・通学路やバス路線、緊急車両が通る道路を優先して除雪をしているためです。その後順次、生活道路の除雪を行います。

Q. なぜ雪が降っていないのに除雪車がでているの？

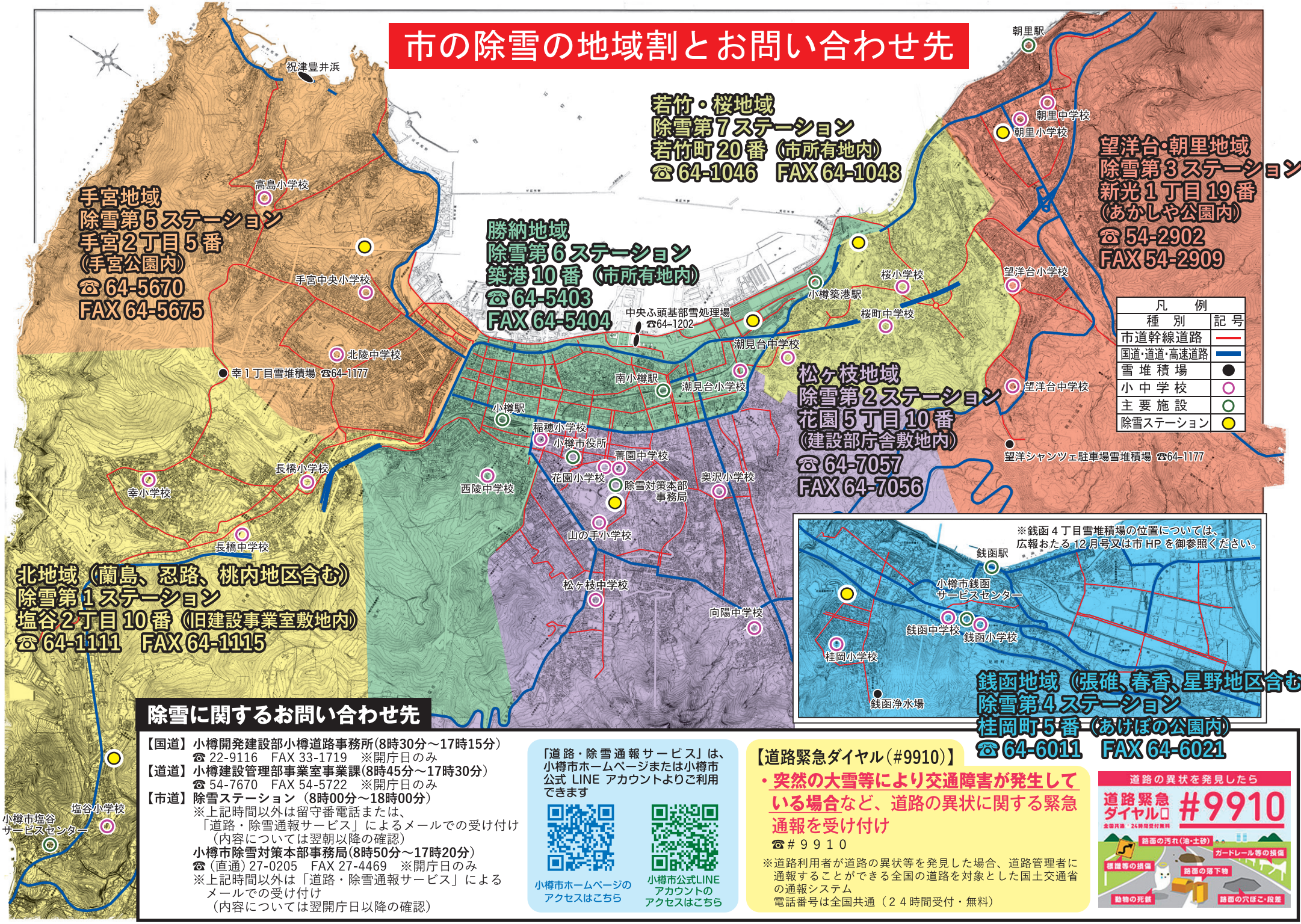
A.路面を良好に保つため、予防的な除雪や路面整正を行う事があります。安全な通行を確保する為の作業です。

お問い合わせ

除雪対策本部事務局（建設部　建設事業室）
TEL:0134-27-0205 FAX:0134-27-4469

設置期間11月1日～3月31日
※市役所開庁日のみ

市の除雪の地域割とお問い合わせ先



除雪に関するお問い合わせ先

【国道】小樽開発建設部小樽道路事務所(8時30分～17時15分)
☎ 22-9116　FAX 33-1719　※開庁日のみ
【道道】小樽建設管理部事業室事業課(8時45分～17時30分)
☎ 54-7670　FAX 54-5722　※開庁日のみ
【市道】除雪ステーション（8時00分～18時00分）
※上記時間以外は留守番電話または、
「道路・除雪通報サービス」によるメールでの受け付け
（内容については翌朝以降の確認）
小樽市除雪対策本部事務局(8時50分～17時20分)
☎（直通）27-0205　FAX 27-4469　※開庁日のみ
※上記時間以外は「道路・除雪通報サービス」による
メールでの受け付け
（内容については翌開庁日以降の確認）

「道路・除雪通報サービス」は、小樽市ホームページまたは小樽市公式 LINE アカウントよりご利用できます

小樽市ホームページのアクセスはこちら

小樽市公式LINEアカウントのアクセスはこちら

【道路緊急ダイヤル（#9910）】

・突然の大雪等により交通障害が発生している場合など、道路の異状に関する緊急通報を受け付け

☎＃９９１０

※道路利用者が道路の異状等を発見した場合、道路管理者に通報することができる全国の道路を対象とした国土交通省の通報システム
電話番号は全国共通（２４時間受付・無料）

地域総合除雪業務の地域割表

別紙２

各地域の除排雪作業についてのお問合せは、以下の除雪ステーションへお願いします。

北地域	**除雪第１ステーション**	住所：塩谷2丁目10番（旧建設事業室構内） TEL：６４－１１１１　FAX：６４－１１１５
	対象区域	忍路、オタモイ、幸、塩谷（1～4丁目）、長橋（1丁目21～27番、2丁目(長橋旧国道線)、長橋3丁目1～7番、8番の一部、4、5丁目）、桃内、蘭島
	業者名	みかみ・進栄外２社共同企業体 （㈱みかみ建設、進栄建設㈱、㈲広川設備、㈲エス・エス荒井建設）
松ヶ枝地域	除雪第２ステーション	住所：花園5丁目10番（建設部庁舎駐車場内） TEL：６４－７０５７　FAX：６４－７０５６
	対象区域	稲穂（1丁目11、１２番）、入船（2～5丁目）、奥沢、潮見台（1丁目1～7、8番の一部、9～10、19～23番、2～4丁目）、住ノ江（2丁目）、天神、富岡（1丁目1～5、13番、14、20、21、24、25、32、33番の一部）、花園（2、4、5丁目）、松ヶ枝、真栄、緑（1～3丁目、緑5丁目、4丁目1、4番の一部、5番）、最上
	業者名	嶋田・創建外２社共同企業体 （㈱山修嶋田建業、㈲創建社、㈱水谷内建設工業、㈱小樽浄化センター）
望洋台・朝里地域	除雪第３ステーション	住所：新光1丁目19番（あかしや公園内） TEL：５４－２９０２　FAX：５４－２９０９
	対象区域	望洋台（1、2丁目1～29番、3、４丁目）、朝里、新光、新光町、朝里川温泉
	業者名	近藤・鹿島道路外２社共同企業体 （近藤工業㈱、鹿島道路㈱後志出張所、㈱杉本運輸、㈱優建）
銭函地域	除雪第４ステーション	住所：桂岡町5番（あけぼの公園内） TEL：６４－６０１１　FAX：６４－６０２１
	対象区域	桂岡町、銭函（1～3丁目）、張碓町、春香町、星野町、見晴町
	業者名	小田・石川外１社共同企業体 （㈱小田組、石川建設合同会社、丸進工業㈱）
手宮地域	除雪第５ステーション	住所：手宮2丁目5番（手宮公園内） TEL：６４－５６７０　FAX：６４－５６７５
	対象区域	赤岩、石山町、稲穂（5丁目）、色内（3丁目2～10番）、梅ヶ枝町、清水町、祝津、末広町、高島、手宮、豊川町、長橋（2丁目(長橋旧国道線を除く)、3丁目8番の一部、９～24番）、錦町
	業者名	日道・三景外２社共同企業体 （日本道路㈱小樽営業所、㈱三景健設、栄伸開発工業㈱、㈱コマツダ）
勝納地域	除雪第６ステーション	住所：築港10番（市所有地） TEL：６４－５４０３　FAX：６４－５４０４
	対象区域	相生町、旭町、有幌町、稲穂（1丁目1～10番、2～4丁目）、入船1丁目、色内（1、２丁目、3丁目1、11、12番）、勝納町、堺町、東雲町、新富町、住ノ江（1丁目）、住吉町、築港、富岡（1丁目6～12、15～19、22、23、26～31番、14、20、21、24、25、32、33番の一部、2丁目）、長橋（1丁目1～20番）、信香町、花園（1、３丁目）、緑（4丁目1番の一部、2、3、4番の一部）、港町、山田町、若松
	業者名	秋津・翔建外３社共同企業体 （秋津道路㈱道南営業所、翔建㈲、㈲五建工業、小杉建設㈱、㈱谷川土木）
若竹・桜地域	除雪第７ステーション	住所：若竹町２０番（市所有地） TEL：６４－１０４６　FAX：６４－１０４８
	対象区域	桜、潮見台（1丁目8番の一部、11～18番）、船浜町、若竹町、望洋台（2丁目30～32番）
	業者名	かさまる・嶋﨑外１社共同企業体 （㈱かさまる土建、㈲嶋﨑産業、㈲光昇建設）

- 各ステーションの電話受付時間は8時から18時までとなっています。
  電話がつながらないときは、少し時間をおいてからおかけ直しください。
  上記時間以外は留守番電話または、「道路・除雪通報サービス」によるメールでの受付となっています。（内容については翌朝以降の確認）
- 除排雪の計画、管理、貸出ダンプ制度についての問合せは除雪対策本部事務局までお問い合わせください。
  電話受付時間は8時50分から17時20分まで。　　電話：27－0205（直通）※開庁日のみ
  上記時間以外は「道路除雪・通報サービス」によるメールでの受付となっています。
  （内容については翌開庁日以降の確認）

別紙３

小　樽　市

令和８年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き

◇ はじめに

本制度は、昭和５４年度から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会又は団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会又は団体の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

御利用に当たっては、本書「貸出ダンプ制度 御利用の手引き」の内容を十分に御理解され、申し込みされますようお願いいたします。

小樽市建設部

◇貸出ダンプ制度の申込みについて◇

申込みに当たっては、以下の１から７までの内容を御確認の上、申込書を提出してください。

１　対象、対象外となる道路等について

申請対象及び対象外の道路等は、下表のとおりです。

対象となる道路
「積込業者が市に登録した積込機械」が作業できる道路（対象外の道路を除く）で、以下のいずれかの条件を満たすもの ①　除排雪路線に接続していること（**５ページ「貸出ダンプ図例」①参照**） ②　除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること **（５ページ「貸出ダンプ図例」②参照）**
対象外となる道路
「国道」、「道道」、「排雪路線Ａ･Ｂ（旧排雪第１種・２種路線）」、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線（雪寒路線）」、「バス路線」
対象外となる雪
・転回場の面積が１００㎡程度を超えた範囲の雪（**５ページ「貸出ダンプ図例」①･②参照**） ・屋根や住宅の敷地などの道路以外の雪 ・雪堆積場（空き地、駐車場等）の雪 ・集合住宅の敷地内通路の雪（**５ページ「貸出ダンプ図例」③参照**） ・排雪幅８ｍを超える路肩や法面及び転回場等の雪（**５ページ「貸出ダンプ図例」③参照**）

●注意点

１）積込機械の**転回場が必要な場合は、１申請で１箇所を原則**としますが、**申請延長が概ね２００ｍを超える場合は最大２箇所まで**とします。（ただし、設置箇所は２００ｍ区間ごとに１箇所とします）

２）転回場を必要とする場所は、道路幅員が８ｍ以内のみとします。（道路幅員が８ｍを超える場合、転回場の申請は対象外とします）（**５ページ「貸出ダンプ図例」③参照**）

３）転回場の規模は、**１箇所につき１００㎡程度**とします。（**５ページ「貸出ダンプ図例」②参照**）

４）**排雪路線Ｂ（投入排雪）の生活道路（旧排雪第3種路線）につきましては、本制度の対象外となります。**

２　実施期間等について

実施期間等は、下表のとおりです。

実施期間	令和９年１月１３日（水）から令和９年３月１３日（土）まで
時　　間	原則として、午前８時から午後５時まで
日　　数	１申請で、連続３日以内
利用回数	同一箇所で最大２回まで（２回目の利用について、４ページの注意事項に記載がありますので御確認ください）

●注意点

１）**実施期間については、今冬の気象状況等により変更する場合があります。**

２）ダンプは、当該道路の作業量や作業日の配車状況等により、**御希望の車種及び台数を変更させていただく場合があります。**

３　積込業者及び使用機械について

積込業者については、町会又は団体が**市に登録のある業者から選定**し、使用機械等の費用を負担することになります。登録業者については、６ページの「令和８年度貸出ダンプ積込登録業者一覧表」を御確認ください。

使用機械については、**積込業者が市に届け出た機械に限定**し、現場に適さない機種については、市の指導により変更していただくことがあります。

４　受付期間等について

受付期間等は、下表のとおりです。実施日は１回目と２回目に分かれております。

		受　付　期　間	実　施　期　間
受付期間等	第１回目	令和８年１２／１（火） ～　令和８年１２／１５(火)	令和９年１／１３(水) ～　令和９年３／１３(土)
	第２回目	令和８年１２／１（火） ～　令和９年１／２９（金）	令和９年２／２０（土） ～　令和９年３／１３(土)
	● 電話での受付は行いませんので、御注意願います。		
提出書類	□　申込書及び現場見取図 ※ **申込書と現場見取図の両方に**、町会等における**代表者の方の捺印**が必要となります。 ※ **現場見取図は最新の地図を添付**するように、御協力をお願いいたします。 ※ **申込書の実施希望日・時間については、第１～３希望日を御記入**してください。 □　積込業者からの「見積書の写し」又は「契約書の写し」 ※ **団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、制度を利用できません。**		
申込場所	**小樽市建設部庁舎2階（小樽市花園5丁目10番1号）**　建設部庶務課　電話 32-4111（内線7346）		
受付時間	午前９時００分から午後５時２０分まで（土・日曜日、祝祭日を除く）		

５　実施日について

※実施希望日を基に市で日程調整を行い決定します。また、近年のダンプトラック不足等により派遣台数の確保が困難となってきている状況から、実施希望日は必ず第３希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

６　領収書の提出について

積込業者への支払完了後は、**令和９年４月３０日（金）まで**に領収書の写しを提出してください。**領収書の提出がない場合は、次年度の貸出ダンプの利用を制限する場合があります。**

７　その他

・作業実施に当たっては、事前に地域の皆様への周知をお願いいたします。

・申込書の様式が変更になっておりますので、必ず、最新の様式を使用してください。

◇　貸出ダンプ実施の流れ

（1）申 込 み

○ 町会又は団体で作業実施の話がまとまりましたら、手引きと注意事項をよくお読みの上、添付の申込書を提出してください。

○申込書には現場見取図を添付し、**排雪箇所と転回場をマーキング**してください。
また、申込書に転回場の規模（縦 m×横 m＝必要面積）を記載してください。

※　**転回場の規模について、１箇所につき１００㎡程度**とします。

※　申込書と現場見取図には**代表者の捺印が必要**です。

※　積込業者からの**見積書の写し、又は契約書の写しを添付**してください。
団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、原則として制度を利用できません。

※　実施希望日・時間については、第１～３希望日を御記入してください。なお、記入の際は、実施可能な日時を熟慮のうえ御記入してください。

※　１申請の実施日数は**連続３日以内**です。

※　申請箇所に**対象外路線や雪堆積場が含まれていないか**確認をしてください。

※　実施箇所の**路線延長と幅員を御記入**してください。
（路線の延長・幅員が不明の場合は、担当係へ御相談ください。）

※　誰が交通整理員を配置するのか、該当区分に○を付けてください。

（2）受　付

○ 申込書の内容を審査し、受付します。

○ 申込書類での受付しかできませんので、御注意願います。

※　**電話で日程枠を確保することはできません。**

（3）実施日調整

○ 抽選会は行いません。

※　今年度においても、昨年度と同様に御記入していただいた実施希望日を基に市で日程調整を行いますが、日程調整をスムーズに行うためにも、実施希望日は必ず第３希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

（4）作業開始

○　作業を行う日時に市が派遣するダンプが現地に到着し、町会又は団体が契約した業者により積込作業が開始されます。

○　貸出ダンプ作業の実施に当たり、道路使用許可を小樽警察署に申請する必要があります。**詳しいことは、積込業者に御相談ください。**
（道路使用許可証の写しを作業実施前までに提出願います）（郵送可）

○　安全確保のため、**作業中は必ず交通整理員を現場に配置してください。**

（5）終　了

○　雪の積込等に要した機械の使用料は、業者に直接お支払いください。

※　積込業者への支払完了後、**令和９年４月３０日（金）までに「領収書の写し」を提出してください。（郵送可）**

◇ 注 意 事 項

（１）**抽選会は行いません。今年度においても昨年度と同様に申込書に御記入していただいた実施希望日で調整を行いますので、実施希望日は熟慮のうえ御記入してください。**

なお、日程調整をスムーズに行うためにも、実施希望日は必ず第３希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

（２）土曜、日曜日及び祝日は大変混み合いますので、平日の日程も御検討ください。

（３）作業日程につきましては、市の除排雪の日程により、作業日の変更を調整する場合がありますので御理解ください。

また、**実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの２回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。**

（４）実施希望日に当たっては、事前に町会又は団体と積込業者で打合せを行い、実施可能な日を複数日用意してご記入ください。

また、**日程の変更は実施日の２営業日前の正午までにお願いいたします。それ以降の変更は受け付けしませんので御注意ください。なお、書類の記載については「貸出ダンプ日程変更等連絡票」を参考にしてください。**

（５）積込機械の選定は、市に届け出た機種で現場の状況に合ったものにしてください。
場所によっては、作業を円滑に行うため、かき出しタイヤドーザー等補助機械の使用を市が指導することがあります。

（６）作業時の安全確保のため、**作業中は必ず交通整理員を配置**し、大変危険ですので作業関係者以外は立入らないよう御注意願います。

（７）本制度は、道路の除排雪を目的とするものですので、**屋根や駐車場などからの雪出しや雪堆積場の排雪はおやめください。制度対象外の排雪を行ったことを確認した場合、次回の利用を制限する場合があります。**

本年度も、市のパトロールを、平日、土・日曜日及び祝日に実施する予定です。

（８）積み込む雪に、土砂、ゴミ、油又は木片等が混じっていると、**環境汚染の原因となりますので、事前に取り除いてください。**

（９）使用機械により、排雪を実施した道路や周辺の施設等を破損させた場合（融雪後に発見された場合も含む）は、**被害者への対応と補修を、速やかに行う**ようお願いいたします。

（１０）原則として雪捨場は排雪場所から最も近い場所となりますが、混雑状況等により変更となる場合があります。

また、道路状況によりダンプの運行に時間を要する場合がありますので御了承ください。

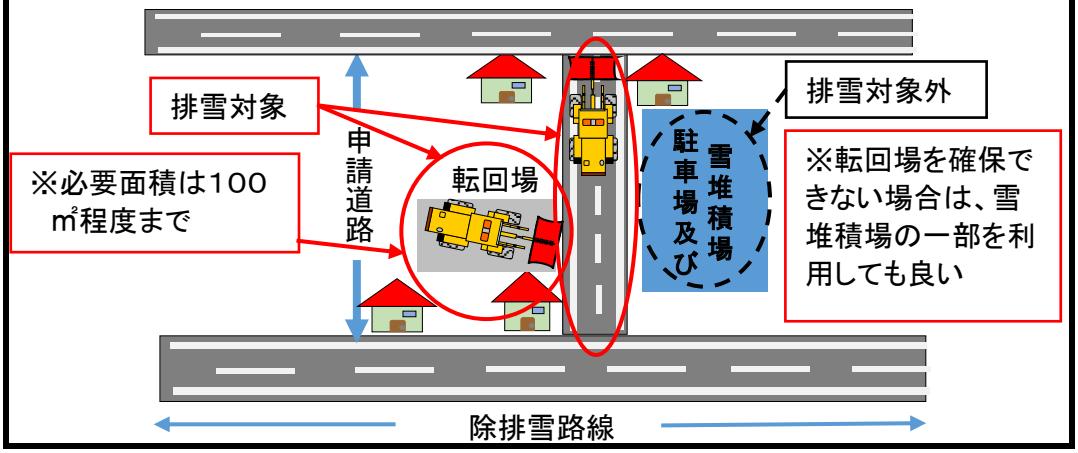
（１１）**市の担当者が作業状況、ダンプの雪積載量を確認に巡回しておりますので、御協力をお願いいたします。**

また、作業終了時、**最終のダンプが雪捨場担当者に作業終了の報告をするようお願いします。**

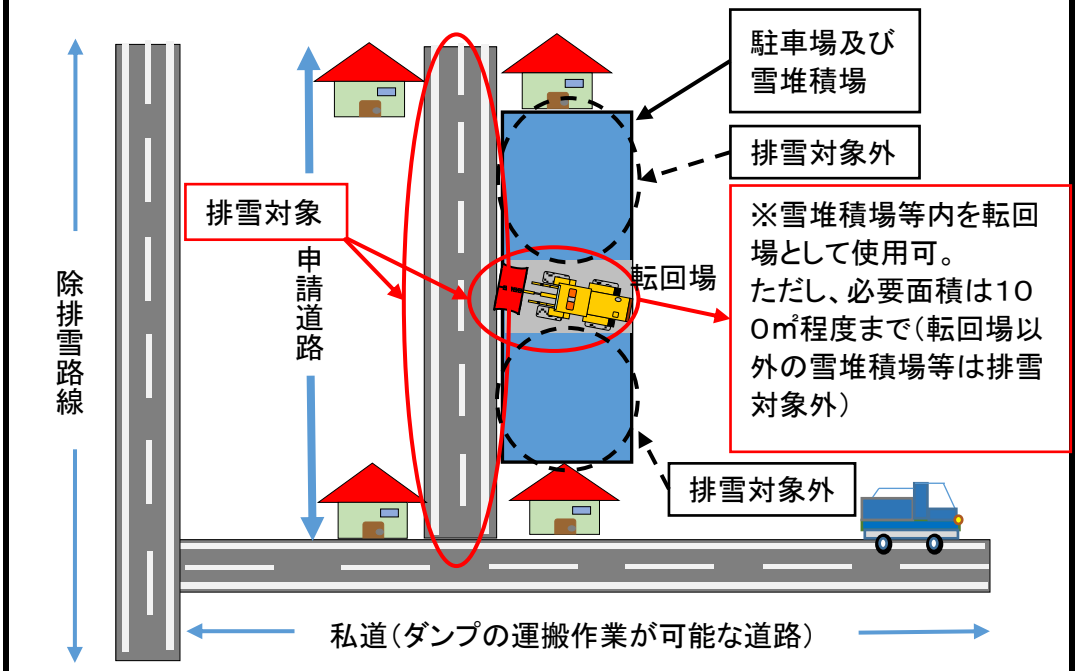
貸出ダンプ図例

排雪対象
排雪対象外

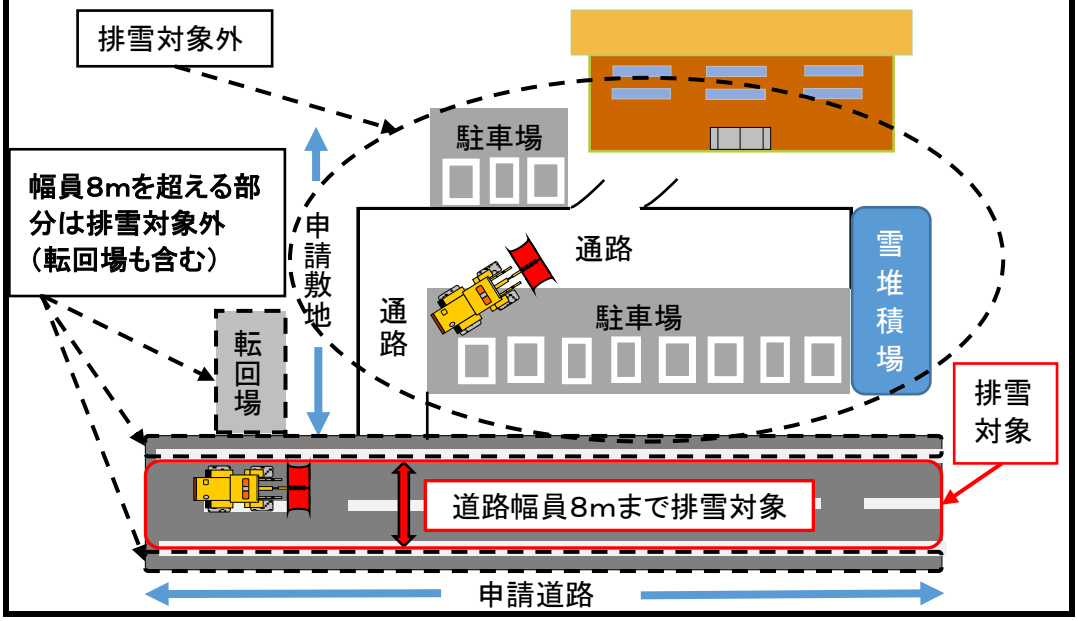
① 申請道路が除排雪路線に接続している場合（申請道路の道路幅員が8m以下）



② 申請道路が除排雪路線に接続していない場合（申請道路の道路幅員が8m以下）



③ 集合住宅の敷地内及び道路幅員8mを超える道路



令和8年度　貸出ダンプ積込登録業者一覧表（最終版）

令和8年10月31日時点

整理番号	業　　者　　名	郵便番号	住　　所	電話番号	FAX番号	公開
1	㊍安藤工業	047-0048	高島1－5－15	64-1258	64-1258	第1弾
2	㈲エス・エス荒井建設	048-2672	塩谷1－2－55	28-2141	28-2142	
3	㈲小樽建設小型運送	047-0023	最上1－25－3	22-6154	22-6155	
4	㈱コマツダ	047-0015	住吉町12－15	32-6123	32-6149	
5	㈱佐々木創建	047-0154	朝里川温泉1－334－2	51-5205	51-5206	
6	㈱三栄工業	047-0031	色内3－12－1	25-1955	25-1966	
7	㈲祝津運送	047-0047	祝津2－191	25-3622	25-4066	
8	翔建㈲	047-0047	祝津2－308－80	25-9183	25-9184	
9	進栄建設㈱	047-0011	天神2－10－2	61-1378	61-1379	
10	㈲創建社	047-0023	最上2－2－7	34-1850	34-1856	
11	㈱竹下建材店	047-0037	幸2－11－25	25-0957	25-0964	
12	㈱谷川土木	047-0034	緑2－9－10	61-7025	61-7026	
13	㈲広川設備	047-0043	豊川町16－9	33-0096	33-0120	
14	㈱みかみ建設	048-2672	塩谷1－1－45	26-3420	26-3442	
15	㈲八起	047-0046	赤岩1－27－34	0133-76-2151	0133-76-2161	
16	㈱山修嶋田建業	047-0021	入船3－16－7	32-2017	34-0426	
17	大和建設㈱	047-0046	赤岩1－15－18	24-2260	55-5551	
18	㈲嶋﨑産業	047-0157	船浜町5－10	52-3564	52-3565	
19	小樽建設産業㈲	047-0037	幸2－14－1	32-3550	22-8496	
20	山田総建	047－0024	花園2丁目8－3	090-8902-2186		
21	㈱三上工業	047-0048	高島5－11－25	64-1818	64-1817	第2弾
22	㈱三景健設	047-0047	祝津2－348－5	29-0619	29-4758	
23	合同会社徳丸工業	047-0028	相生町9－1	31-7255	050-3453-3666	
24	㈲北興油機	047-0013	奥沢3－30－7	34-2636	34-2640	

【積込登録業者の掲載について】

昨年度より積込業者の登録期間を9/1～10/31に変更しました。（例年10/1～10/31）

それに伴い、積込登録業者一覧表については、上記の第1弾（9月31日時点のもの）に第2弾（10月の登録分）を併せた、最終版（10月31日時点）を公開します。

○第1弾：9月30日時点での登録業者の公開
公開済み（最終版に更新）

○最終版：10月31日時点での登録業者の公開

令和８年度用

整　理　番　号	
ステーション	st

貸出ダンプ申込書

◇御利用の手引きをよく読んでからお申し込みください◇

◇太枠線内は記入しないでください◇

令和　　年　　月　　日

小樽市長　　迫　俊哉　　様

町会名・団体名

住　所　　小樽市　　町

丁目　　番　　号

代表者名　　印

電話番号

申込箇所の今年の貸出ダンプ実施回数
（　　）回目

実施希望日・時間 （連続する3日以内） **※希望日は必ず第３希望まで御記入願います。** ※時間は８時００分から１７時００分までの間で御記入願います。	第１希望	令和　年　月　日（　） ～　月　日（　）　日間 時　分～　時　分	決定日	／（　）～　／（　） 時　分～　時　分
	第２希望	令和　年　月　日（　） ～　月　日（　）　日間 時　分～　時　分	変更日	／（　）～　／（　） 時　分～　時　分
	第３希望	令和　年　月　日（　） ～　月　日（　）　日間 時　分～　時　分		

実施箇所 （図面を添付）	小樽市　　町　　丁目　　番　付近	【路線延長】　m **※概ねの距離を記入してください。** 【道路幅員】　m **※概ねの距離を記入してください。**
担当者 （連絡先）	小樽市　　町　　丁目　　番　　号 氏名	電話番号
積込業者名		担当者名 電話番号
希望ダンプ種類・台数	４ｔ（　　）台　１０ｔ（　　）台 ※希望するダンプ（４ｔ又は１０ｔ）の配車台数を記入してください。 〔変更〕	
交通整理員の配置	積込業者　・　申込団体　**※どちらかに「○」を付けてください。**	
転回場の有無	**有　・　無　有の場合 → 面積　　m×　　m＝　　㎡**	
雪捨場 （雪処理場等）	からまつ・豊井(祝津豊井浜)・上赤岩(幸1丁目) 勝納(中央ふ頭基部)・望洋(望洋台ｼｬﾝﾂｪ駐車場) 長橋1丁目・寅吉沢・塩谷(旧建設事業室)・旧塩谷中学校 蘭島1丁目・銭函浄水場・銭函4丁目 （捨場比較：　～　km・　～　km・　～　km）	距離　km 〔変更〕
組合別	樽運　・　道央　・　道都　・　小樽トラック	
路線名	・市　道 ・管理道路 ・法定外道路 ・私　道	

貸出ダンプ日程変更等連絡票

小樽市除雪対策本部（庶務課）　宛（FAX　0134－32－3963）

積込業者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貸出ダンプの日程変更等について、以下のとおり連絡します。

整理番号	連絡の内容	変更前の日程	変更後の日程	摘　要
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			

※　キャンセルとは申請を取り消し、その場所の排雪を行わないという意味です。
別な日に移動する場合は変更となります。
また、作業日数を減らす場合でも、１日でも作業を実施するのであれば、「２日間の作業を１日に変更」、「３日間の作業を２日間に変更」とし、キャンセルとは言いません。
なお、作業日数を減らし作業予定の無くなった日程については、保留する事ができず、「減らした日数を元に戻す」という事はできません。

記入例）

整理番号	連絡の内容	変更前の日程	変更後の日程	摘　要
125－1～４	(日程変更) キャンセル	1/２５～２７	1/２５～２６	３日間を２日間に変更
２５０	日程変更 (キャンセル)	２／１０	×（斜線）	キャンセル
１０２２	(日程変更) キャンセル	３／１０	３／１３	１１６７と入れ替え
１１６７	(日程変更) キャンセル	３／１３	３／１０	１０２２と入れ替え

別紙４

皆様へのお知らせ

～砂まきボランティアを募集しています～

砂まきボランティア制度とは、制度に登録していただいた皆様に市から散布用の砂をお届けし、市で機械による砂散布ができない急坂・狭隘路線や歩道の滑りやすい箇所に対して、冬期間の砂散布や融雪期には散布した砂の回収作業の御協力をしていただくものです。

制度の趣旨を御理解いただき、参加することが可能な方は、砂まきボランティア登録フォーム又は、砂まきボランティア申込書にて下記問合せ先までお知らせ願います。

記

●　皆様へお願いする作業内容

１　市道における急坂又はつるつる路面への砂の散布作業

①　土のう袋（砂小袋（３ｋｇ）が６袋入）を３袋ほど、市から皆様にお届けいたしますので、急坂やつるつる路面へ砂の散布をお願いします。

②　使用後の小袋は、処分又は最寄りの砂箱へ戻してください。

③　未使用の砂の小袋は、次年度に撒いていただくことを前提に、各自で保管をお願いいたします。

２　砂箱周辺の除雪及び清掃作業

散布の際、砂箱の砂を利用する場合、その砂箱周辺の除雪及び清掃作業もあわせて、お願いいたします。

３　融雪期（春先）において、散布した砂の回収作業

皆様に提供しました土のう袋に砂を回収して、下記に御連絡いただければ、市で土のう袋の回収に伺います。

●　砂まきボランティアに関する問合せ先

除雪対策本部事務局

TEL　27-0205　　又は　　32-4111(内線7578・内線7579)

FAX　27-4469　　※　砂の追加配達もこちらへ連絡願います

●　砂まきボランティア登録フォーム二次元コード

令和　　年　　月　　日

砂まきボランティア申込書

協力者	氏　名	
	住　所	小樽市　　丁目 町　　番　　号
	電　話	局　　番
散布場所		丁目　　番　　号　　宅～　　宅
付近の砂箱の有無		有　・　無

〈お願いする活動内容〉

・砂まき
・砂の保管（付近に砂箱がない場合）
・砂箱周辺の除雪及び清掃
・融雪時期の砂回収

別紙５

皆様へのお知らせ
～ 道路清掃のご協力をお願いします ～

市では、冬期間における凍結路面対策として、砂散布車（機械）や砂まきボランティア（人力）による散布対応を行っているため、融雪期において多くの砂が道路面に残ることがあります。

そのため、市が管理する道路では、路面清掃車（機械）や人力による道路清掃を春先に実施しておりますが、全ての道路への対応が行き届かない場合があります。

つきましては、快適な生活環境を保つため、ご自宅周辺の道路について、無理のない範囲内での清掃活動にご理解とご協力をお願いいたします。



●皆様へお願いする作業内容

道路の清掃作業

① 冬期間に撒かれた砂等を土のう袋やゴミ袋に集めていただければ、後日、市で回収に伺います。

② 集めた砂を有効活用される場合は使っていただいても差し支えありません。

◎道路清掃にご協力いただける方々におかれましては、清掃で発生した砂等を入れるための袋（土のう袋）をお届けしますので、下記の担当課までご連絡ください。

●道路清掃に関するお問合わせ先

担当課：小樽市 建設部 建設事業室 維持課　　TEL 直通 27-0205

令和８年度 国道除排雪計画

連絡先 （担当） 電話・ＦＡＸ	小樽開発建設部小樽道路事務所 第２工務課工務係　　TEL（事務所代表）　22-9116　平日、昼間 TEL（情報連絡室）　32-3237　緊急時のみ FAX 33-1719			
区　　間	一般国道　５号 余市町境界～道道環状線交点	一般国道　５号 道道環状線交点～柾里交差点 一般国道　３９３号 ５号交点～赤井川村境界	一般国道　５号 柾里交差点～札幌市境界 一般国道　３３７号 ５号交点～札幌市境界	合計
除雪延長	一般国道　５号　　６．１km	一般国道　５号　　１５．７km 一般国道３９３号　４２．７km	一般国道　５号　　１３．１km 一般国道３３７号　　２．５km	一般国道　５号　　３４．９km 一般国道３３７号　　２．５km 一般国道３９３号　４２．７km
排雪延長	一般国道　５号　　３．０km	一般国道　５号　　１３．７km 一般国道３９３号　　２．８km	一般国道　５号　　１３．１km 一般国道３３７号　　２．５km	一般国道　５号　　２９．８km 一般国道３３７号　　２．５km 一般国道３９３号　　２．８km
歩道除雪延長	一般国道　５号　　５．５km	一般国道　５号　　２７．６km 一般国道３９３号　　６．９km	一般国道　５号　　２６．２km 一般国道３３７号　　５．０km	一般国道　５号　　５９．３km 一般国道３３７号　　５．０km 一般国道３９３号　　６．９km
車両体制	１０台 グレーダ　　０台 ロータリ除雪車　　１台 除雪トラック　　１台 除雪トラック　　２台 （散布装置付） 歩道除雪車　　３台 凍結防止剤散布車　　１台 ホイールドーザー　　２台 ※余市町・仁木町の５号を含めた体制	１８台 グレーダ　　３台 ロータリ除雪車　　６台 除雪トラック　　５台 歩道除雪車　　４台 除雪ドーザ　　１台 凍結防止剤散布車　　２台 トラクターショベル　２台 ※５号・３９３号を併せた体制	１５台 グレーダ　　１台 ロータリ除雪車　　１台 除雪トラック　　３台 歩道除雪車　　４台 除雪ドーザ　　２台 凍結防止剤散布車　　２台 トラクターショベル　２台 ※５号・３３７号を併せた体制	４４台 グレーダ　　４台 ロータリ除雪車　　７台 除雪トラック　　８台 歩道除雪車　　１１台 除雪ドーザ　　３台 凍結防止剤散布車　　５台 トラクターショベル　　４台 ホイールドーザー　　２台
その他	・ロードヒーティング １１月中に通電開始予定（気象状況等により若干前後の可能性あり） ・雪堆積場 寅吉沢・中央ふ頭・張碓旧道・銭函地区に雪堆積場を確保			

別紙６

別紙７

令和8年度　道道除排雪計画

連絡先 （担当） 電話・ＦＡＸ	小樽建設管理部 事業室事業課　TEL 54-7670 FAX 25-3107
除雪延長	４８．６km 小樽定山渓線　15.3km 小樽港線　2.7km 小樽海岸公園線　5.5km 天神南小樽停車場線　5.6km 銭函停車場線　0.7km 銭函インター線　1.0km 小樽港稲穂線　0.4km 小樽環状線　13.7km 塩谷～最上　8.2km　新光～真栄　5.0km 新規供用区間（最上トンネルの前後）　0.5km　※R9年春除雪まで、既存区間及び新規区間が重複 小樽石狩線　2.9km 小樽塩谷インター線　0.8km
排雪延長	２２．６km 小樽定山渓線　4.0km 小樽港線　2.6km 小樽海岸公園線　3.9km 天神南小樽停車場線　5.6km 銭函停車場線　0.7km 銭函インター線　0.7km 小樽港稲穂線　0.4km 小樽環状線　2.4km 塩谷～最上　2.0km　新光～真栄　0.4km 小樽石狩線　2.3km
歩道除雪延長	４８．５km 小樽定山渓線　8.5km 小樽港線　5.4km 小樽海岸公園線　5.9km 天神南小樽停車場線　9.9km 銭函停車場線　0.7km 銭函インター線　0.9km 小樽港稲穂線　0.7km 小樽環状線　14.0km 塩谷～最上　11.0km　新光～真栄　2.5km 新規供用区間（最上トンネルの前後）　0.5km　※R9年春除雪まで、既存区間及び新規区間が重複 小樽石狩線　2.5km
車両体制	５２台 グレーダ　８台 ロータリ除雪車　８台 除雪トラック　３台 タイヤドーザ　１５台 歩道除雪車　９台 凍結防止剤散布装置　３台 ハンドガイド　６台
その他	雪堆積場所 ・小樽市中央ふ頭 ・小樽市銭函３丁目 ・小樽市潮見台３丁目 ・小樽建設管理部新光除雪ステーション敷地ほか

別紙８

令和８年度　札樽自動車道・後志自動車道除排雪計画

連絡先 （担当） 電話・ＦＡＸ	東日本高速道路株式会社 北海道支社 札幌管理事務所 NEXCO 東日本お客さまセンター 年中無休・24 時間対応 0570-024-024 または 03-5308-2424
除雪延長	４７．６km ・札樽自動車道（小樽 I.C～札幌西 I.C）　２４．３km ・後志自動車道（余市 I.C～小樽 JCT）　２３．３Km
排雪延長	・小樽 I.C～札幌西 I.C 間 並びに余市 I.C～小樽 JCT 間の橋梁部等の路肩より
歩道除雪延長	
車両体制	７５台（管理事務所全体台数） 除雪トラック　３１台 ロータリ除雪車　１１台 湿塩散布車（除雪兼用）　１２台 湿塩散布車（専用）　３台 トラクターショベル　１５台 タイヤ式バックホウ　３台
その他	高速道路の除雪作業は車線全幅を除雪車が３台並んで行うため、作業中は追い越しができませんのでご理解ください。 除雪作業中は、情報板等でお知らせしています。

令和８年度

除雪ボランティア大募集中！



小樽市社会福祉協議会では、市内の高齢者世帯等の除雪を支援する**「福祉除雪サービス事業」**のボランティアとして活動いただける方を大募集しています。

活　動　ま　で　の　流　れ

まずは

「たる CAN！」に登録をする！

- WEB 上で除雪ボランティアに申し込むには、事前に「たる CAN！」の会員登録が必要です。
- 会員登録後に表示される**「このボランティアに参加する！」**をタップして、除雪ボランティアに参加申込をしてください。
- 確認後、担当者からメール等でご連絡いたします。
- ハートマークを押して**「福祉除雪ボランティア」をお気に入り登録**すると、新しいボランティア募集情報がメールで通知されます。

シーズン中には、「たる CAN！」に除雪ボランティア募集情報がたくさん掲載されます



ボランティア募集中！
二次元コード

【スマートフォンのカメラで読み込んでください】

活　動　費　等　に　つ　い　て



- 集合場所までの交通費実費をお支払いします。
- 交通費は、除雪ボランティアにお申し込みいただいた後に、口座をお知らせいただき、事業終了後（3月下旬）にお振り込みいたします。
- １世帯の除雪につき、たるボラポイントを **500P** 付与いたします。（1 年間貯めたポイントは、翌年に QUO カードと交換できます）

募　集　期　間　及　び　活　動　期　間

ボランティアは、随時募集しています。

令和8年度の活動期間は、**令和9年３月12日（金）**までの予定です。



「たる CAN！」からのボランティア申し込みが難しい場合、お電話等での申し込みも可能です。

お　問　い　合　わ　せ　先

社会福祉法人　小樽市社会福祉協議会　地域福祉係
所在地：小樽市築港 11 番１号ウイングベイ小樽１番街４階小樽市総合福祉センター内
TEL：23-7847　FAX：32-5641　MAIL：o-chifuku2023@otaru-shakyo.jp